答 弁 第 一 号平成四年十一月十七日受領

内閣衆質一二五第一号

平成四年十一月十七日

内閣総理大臣 宮 澤 喜

衆議院議長 櫻 内 義 雄殿

衆議院議員小森龍邦君提出検察権のあり方に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

_

衆 議 院 議 員 小 森 龍邦 君提 出 検 察 権 \mathcal{O} あ り方 に関する質問に 対する 答 弁 書

一について

と と 式 第 に 同 相 査 収 会社 法 を 0) 百 金 丸 集した 過 解 第二十二条 ŧ 九 + 信 程 に、 明 元 前衆 す で、 代 兀 表 証拠と併せると、 号)違 る 金 た 取 丸 渡 議院議員(以下「金丸前議員」という。)に対する政治資金規正法(昭 締 め、 \mathcal{O} 前 邉 反事 役 議 元 第三 社 渡 員 金 件(以下「本件」という。)については、 邉 長 に 丸 項に 対 か 廣 前 康(以 議 5 L 違反 違 て 員 金 反 出 \mathcal{O} 丸 下「渡 前 の事実を認定するに十分であると思料され L 頭 秘 7 \mathcal{O} 書 議 邉元社長」という。) 寄 上 5 員 附 取 関 に を受 調 係 対 者 L ベ に けたことを 多 五. 応ず 数 億 \mathcal{O} 円 る \mathcal{O} 取 よう 献 調 らに 認 検察当 ベ 金 \otimes 求 を が 対す 行 る な め 局 さ 上 たところ、 う 申 など、 に れ る 書 お た __ () が 事 連 て、 実 提 必 \mathcal{O} たことか 出 要 を 特 金 さ 別 東 和二十三 な 把 丸 れ 背 京 前 捜 握 佐 査 任 議 し、 ら、 そ 事 員 を Ш 年 れ そ 件 急 か 進 略式 ま 法 ら、 \mathcal{O} 便 \Diamond \mathcal{O} で 真 捜 株 律 る

手 続 によることに . つ 7 て 異 議 \mathcal{O} な 7 旨 \mathcal{O} 書 面 を徴 し た 上、 罰 則(同 法第二十六条 第二号)の 法 定

である。

刑

0

枠

内

で、

平

成

兀

年

九

月二十

八

月

東

京

簡

易

裁

判

所

に

公

訴

を 提

起

L

略

式

命

· 令

を

請

求し

た

ŧ

 \mathcal{O}

限 に \mathcal{O} つい を 定めるところにのっとって必要な ところで、 有 て、 L て 7 罰 検察官 る 則 が、 \mathcal{O} 法 は、 定 本 件 刑 に 0) 刑事事件につい 枠 お 内 1 でそ て、 捜査 \mathcal{O} 検察当 犯 情 て、 を行い、 に 局 応じ、 その真相を解明して刑事責任を確定するた は その 証 職 公 拠 責 12 訴 と権 を提 ょ り 起す 限 犯 を 罪 適 る 0) 正 カゝ 嫌 否 に 疑 行 カン が を + 使 決定 分 認 L た す ŧ \Diamond 0) る 5 職 で れ め、 責 あ た ると کے ŧ 法 権 \mathcal{O}

格、 な お、 年 齢 起 及 訴 び 便 境 宜 遇、 主 義 犯罪 と は、 \mathcal{O} 軽 犯 重 罪 及 \mathcal{O} び情状並 嫌 疑 が 十分であ びに 犯罪後 ると認 の状況に め 5 れ より · る事 訴 案 追 で を必要とし あ 0 て ŧ, な 犯 7) 人 とき \mathcal{O} 性 考

え

7

1

る。

は、

公訴を提起しないことができるとする制度であり(刑事訴訟法)

(昭和二十三年法律第百三十

訴 あ \mathcal{O} を 号)第二百 趣 0 提 旨 たとす 起 が、 す Ś 検察 る 兀 ŧ 場 十 \mathcal{O} 官に与えら 合 八条)、 で に あ 略 式 るとすれ 具 命 体 令 れた犯 を 的 ば、 請 事 件 求 罪搜 前 す \mathcal{O} 捜 記 る 査 \mathcal{O} カゝ 査 や公 とお 否 処 理 か 訴 り、 とい に \mathcal{O} 当 提起 う た 検察当 事 つ に て、 柄 係 局 と る は、 被 関 権 係 疑 限 本件に す 者 \mathcal{O} る \mathcal{O} 行 取 ŧ 使 おい 調 \mathcal{O} に べ で て、 適 を は 切 行 な そ を う 1 欠 \mathcal{O} が か < 権 否 ŧ 限 御 か Þ を \mathcal{O} 質 滴 が 公 間

二について

正

に

行

使

L

た

ŧ

0

で

あ

ると考えてい

る。

係 取 て、 れ り \mathcal{O} な 検 察 な 7 調 恣 こと V 意 官 べ ŧ な 的 が そ 0 カン は な であることは、 0 言 取 \mathcal{O} たことや、 扱 う 権 ま 限 1 を で を 行 £ L 使 た な くする 公訴 ŧ 1 \mathcal{O} が を提 に で に . 当 つい は 本 起 た な 件 とする てにお って、 < に お ま に 1 そ *(* \ 際 た、 て、 て述べ 0 し 恣 略 検 検 意 式 察 察 たとお 命 当 当 に 令 ょ 局 局 を りこれ が は りである。 請 金 ک 求 丸 れ を L を 前 たことが 濫 議 適 用 員 正 する 本 12 人 行 起 を ようなことが 使 訴 検 L た 便 察 宜 庁 ŧ 主 に \mathcal{O} 義 で お と関 許 1 あ さ 7 0

三から五までについて

円 \mathcal{O} 検 察 収 支 当 に 局 関 に L お て、 1 て そ は れ ま 本 で 件 に \mathcal{O} 収 処 集 理 さ を 行 れ た 0 証 た 平 拠 関 成 係 兀 を 年 踏 九 月二 ま え + 必 要 八 な 日 検 \mathcal{O} 討 段 を行 階 に 0 お た 1 が て、 起 本 件 訴 五. L 億 た

事 件 以 外 に 金 丸 前 議 員 \mathcal{O} 余罪 とし て 訴 追 す ベ き 犯 罪 \mathcal{O} 嫌 疑 が 認 め 5 れ る ŧ \mathcal{O} は 確 認 で き な か 0

た ŧ \mathcal{O} で あ る。 な お、 御 指 摘 \mathcal{O} 五. 億 円 \mathcal{O} 行 方 に 関 L 7 は、 そ \mathcal{O} 後 金 丸 前 議 員 及 び そ \mathcal{O} 分 配 を

受け た لح 取 りざたさ れ 7 7 る 約 六 + 名 に 対す る 政 治 資 金 規 正 法 違 反 及 び 所 得 税 法 昭 和 兀 + 年

法 律 第三十三号) 違 反 \mathcal{O} 告 発 を受 け て、 検 察 当 局 に お 7 て、 これ ま で \mathcal{O} 捜 査 結 果 を 踏 ま え 0

つ、 引 き 続 き 捜 査 を 行 0 7 1 るところで あ り、 必 要 12 応 ľ 7 玉 税 当 局 لح ŧ 連 絡 を 取 る な ど

て、適切な処理がなされるものと考えている。

六について

平 成 元年 · に 行 わ れ た新 潟県 知 事 選 挙 に お 7 7 は、 検察当 局に お ける捜査 一の結 果、 金 子 清 前 新

ŧ, き、 5 潟 0 で、 県 金 政 必 子 知 事 要な 金 治 前 子 以 資 知 前 捜 金 事 下 知 規 査 陣 金 事 を 行 正 営 外二 子 法 に 前 \mathcal{O} ったが、 献 知 名を新 収 金 支 事」とい さ 報 れ 潟 告 た 同 地方裁判 書 う。) 法 虚 違 億 偽 反 円 陣 記 等 に 営 入罪 所に公判請 0 関 等 嫌 し、 に三 同 疑 法 あ 金 億 第二十 りとして訴追するに足 子 求したところであり、 円 前 \mathcal{O} 知 献 五. 事 金 条 0 が 第 後 なさ 援 項) 政 れ 治 <u>0</u> た 嫌 寸 事 る事 体 残 疑 実 うり 二 \mathcal{O} が が 実 + 収 判 は 億 分 支 明 確 認 報 円 め 告 認 に で 5 書 そ 0 きな れ に \mathcal{O} 1 た う 7 0

七について

か

0

た

ŧ

0)

で

あ

る。

人 政 治 が 高 家 が 1 倫 暴 理 力 感 寸 を と 持 か 0 か て わ り 日 を Þ 持 \mathcal{O} 政 つべ 治 きで 活 動 な に 当 ** \ ことは た ることが 言 う ま 必 要と考 で ŧ な え て ことで 1 る。 あ り、 政 治 家

資 金 玉 民 \mathcal{O} 透 \mathcal{O} 明 政 性 治 に \mathcal{O} 確 対 す 保、 る 政策を中心とした選挙 信 頼 を 口 復 す る た め に は、 \mathcal{O} 実現など抜本的 同 時 に、 制 度 な政 面 \mathcal{O} 治改革 見 直 L 12 Ł 向 必 けて、 要 で あ り、 全力 を 政治 尽